

日本リメディアル教育学会

研究活性化支援制度に関する申し合わせ

(趣意)

第1条 日本リメディアル教育学会における研究の一層の向上を目的として、「研究活性化支援制度」を設ける。組織的に取り組み、学会全体に波及効果が期待される研究が望ましい。

(申請)

第2条 研究助成を希望する会員は、日本リメディアル教育学会研究活性化支援制度申請書を学会長へ提出し申請する。

2 希望助成金額の上限は1件につき20万円とし、助成期間は最大2年間とする。

(研究活性化支援制度選考委員会)

第3条 助成対象の選考のために研究活性化支援制度選考委員会を設ける。

2 研究活性化委員会が選考委員(6名程度)を推薦し、理事会で承認を得る。

3 選考委員の任期は2年とする。

4 選考委員から選考委員長1名、選考副委員長1名を選出する。互選によって決定できない場合は、学会長が指名する。

(選考)

第4条 選考委員長は選考会議を招集し、議長となる。

2 選考委員会にて、助成対象および助成金額を決定し、理事会へ選考結果を報告する。

(発表)

第5条 選考結果は、理事会にて承認を得た後に、学会長が会員に対して発表する。

(成果報告)

第6条 助成対象者は、助成期間終了後1年以内に成果報告書を学会長に提出する。

(細則)

第7条 本申し合わせの改定は、研究活性化委員会及び理事会承認を経て行う。

附則 この申し合わせは平成30年8月27日から施行する。